

第54号議案

ふじみ野市地域福祉計画審議会条例の一部を改正する条例

ふじみ野市地域福祉計画審議会条例（平成25年ふじみ野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉課」を「地域福祉課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政組織の改編に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市地域福祉計画審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。